

令和 5 年 9 月

お客様各位

はばたき信用組合

当組合のインボイス制度に対する各種対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

当組合は適格請求書発行事業者の登録を受けており、お客様からお支払いいただいた各種手数料に係る消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書（インボイス）に基づいて仕入税額控除の適用を受けることができます。

当組合の適格請求書発行事業者登録番号並びに各種お取引におけるインボイス対応は以下の通りとなりますのでご案内申し上げます。

1. 当組合の適格請求書発行事業者登録番号

**適格請求書発行事業者登録番号 T6110005000961**

※上記の登録番号は国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」でもご確認いただけます。【<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>】

2. 当組合にお支払いいただく各種手数料

両替手数料、手形・小切手帳発行手数料、証明書発行手数料、代金取立手数料、振込手数料、融資関係手数料、預金口座振替手数料、各種事務取扱手数料 等



現在、発行している受領書、計算書、受取書等に必要記載事項を補記することで対応致します。

3. 定額自動送金をご利用のお客様には、「インボイス制度の開始に伴う登録番号および消費税額等のご通知」を発送致しますので、この「通知書」と「通帳」をもって、適格請求書（インボイス）と致します。



「インボイス制度の開始に伴う登録番号および消費税額等のご通知」の「通知書」は順次送付致します。

4. 非対面取引（お客様が直接来店せずに行った取引）における手数料等について



お客様より「通知書発行申込書」を提出していただき、インボイス制度の対象となるお取引を抽出し、一覧化した「通知書」を発行致します。  
お客様のお取引店へお申出ください。

5. A T Mでのお取引について

A T Mを含む自動機にて行われた取引は基本的にインボイス発行の対象外となり、1回の取引で発生する手数料等が3万円を超えた場合のみ対象となります。



上記より、当組合のA T M利用に係る各種手数料につきましては、インボイスの交付が免除されているため、「お取引明細票」はインボイス対応になっておりませんが、A T Mでのお取引における各種手数料は、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除の適用が受けられます。

（詳細等につきましては、誠に恐縮ではございますが国税庁ホームページ、最寄りの税務署、税理士等の専門家までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。）

※国税庁「特集インボイス制度」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>】

尚、当組合のインボイス対応につきまして、ご不明な点等ございましたら、お取引店又は本部へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具